



異動の手続きをお忘れなく

3月・4月は、就職や転勤、入学など、1年で最も住所の異動が多い時期です。三春町から引越しをする皆さん、ほかの市町村から引越しをしてきた皆さん、住所異動の届出を忘れずにしてください。また、住所の異動手続きと一緒にいるものもありますので、ご注意ください。

住民異動届

▼住民課(役場窓口) ☎62・8126

運転免許証など、届け出をする方の本人確認ができるものと印鑑をご持参ください。

手続きに必要なものの詳細は、お問い合わせください。

▼異動届手続き一覧

異動届の種類	どんなとき	いつ
転入届	他の市町村から引越してきたとき	転入した日から14日以内に 転出証明書が必要です。
転出届	他の市町村へ引越すとき	転出する日まで (転出後14日以内を含む)
転居届	町内で住所が変わったとき	転居した日から14日以内

※ 個人番号カード、または住民基本台帳カードを持っている場合お持ちのカードによる転出手続きを行うこととなります。窓口にて該当のカードを提示してください。転出届を役場窓口へ事前に郵送しておくことにより、直接転入地で手続きを行うこともできます。

個人番号カード・通知カード

▼住民課(役場窓口) ☎62・8126

転出される方は、個人番号カードまたは通知カードをお持ちになって転入手続きを行ってください。引き続きご使用いただけます。

三春町で個人番号カードを取得される方は、本人確認ができる身分証明証2点、印鑑および通知カードをお持ちのうえ、役場窓口で申請してください。町はカード作成を外部に委託しております、通常2週間程度で出来上がりですが、個人番号カードの申請状況によっては、それ以上お待ちいただく可能性があります。なお、三春町で個人番号カードの申請をし、交付を受ける前に転出をしてしまうと申請が無効になってしまいますのでご注意ください。

住民基本台帳カード

▼住民課(役場窓口) ☎62・8126

転出される方は、お持ちの住民基本台帳カードが有効期間内であれば、転入先で引き続き使用できますので、カードをお持ちになって転入手続きを行ってください。

なお、住民基本台帳カードの更新・新規発行は行いません。更新・新規発行をお考えの方は、ぜひ個人番号カードをご申請ください。

印鑑登録

▼住民課(役場窓口) ☎62・8126

転出される方は、印鑑登録証を返納してください。転出の手続きをされる時と印鑑登録証明書の発行ができなくなります。

新しく印鑑登録をする時は、登録する印鑑をお持ちのうえ、なるべくご本人が手続きを行うようにしてください。代理人による登録は、その日のうちに登録し、証明書を発行することができます。

なお、運転免許証やパスポートなど顔写真付きの身分証明書で、登録される方の本人確認をさせていただきます。

国民健康保険

▼保健センター ☎62・3166

転出される方のうち、国民健康保険に加入している方は、国民健康保険証を返納してください。

そのほか、職場の健康保険に加入したとき、職場の健康保険をやめたときは、国民健康保険の手続きが必要です。

小中学校 教育委員会

▼教育課 ☎62・6310

転入・転出される場合で、小・中学生のお子さんがある方は、転校の手続きが必要です。窓口で異動届を行った後に、教育委員会教育課(役場3階)で手続きをしてください。

窓口からのお願

住民票などの交付請求をできる方は、次の方に限られます。それ以外の方は、委任状が必要となります。

▼住民票 本人および同じ世帯の人(世帯分離をしている方は該当しません。)

▼戸籍、附票 本人、配偶者、直系血族(父母、祖父母、子、孫など)

▼身分証明書 本人

○窓口においてになった方のご本人様確認のご協力をお願いします。

▽1種類で確認するもの 運転免許証、個人番号カードなど公的機関の発行した顔写真入りの身分証明書

▽2枚書類を組み合わせて確認するもの 健康保険証、年金手帳などの組み合わせ

その他の手続きも忘れずに!

転入や転出の際には、次の届け出も必要となります。

- 電気 東北電力コールセンター ☎0120-175-266
- ガス 各取引店
- 電話 NTT ☎0120-116-000
- 郵便 三春郵便局 ☎62-2800
- 運転免許証 田村警察署 ☎62-2121
- 金融機関など
- 軽自動車の名義変更・廃車などの手続き
- 防災行政無線 総務課 自治防災グループ ☎62-1114
- 水道の手続き → 23 ページ参照

転入・転出の手続きは、次のときにもできますのでご利用ください。

- 3月27日・4月3日の日曜窓口 午前8時30分～12時
- 毎週水曜日(祝日を除く)の延長窓口 午後7時まで